

平成27年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成27年度9月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成27年9月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	4	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		6
			総務課	7
			税務課	8
4 歳入歳出事項別明細書		9		
5 債務負担行為に関する調書	総務課	12		

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について	税務課	13
第9号	工事請負契約(県庁第二庁舎外壁改修他工事)の締結について	総務課	20

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について (平成27年8月7日専決)	行財政改革局 福利厚生課 人事企画課	21
第7号	長期継続契約の締結状況について	情報政策課ほか	25

平成27年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	506,832	4,000	510,832
8 使用料及び手数料	4,095,762	2,793	4,098,555
9 国庫支出金	46,270,373	461,527	46,731,900
12 繰入金	17,958,049	754,859	18,712,908
13 繰越金	3,469,128	1,634,469	5,103,597
14 諸収入	12,938,303	79,213	13,017,516
15 県債	44,236,000	43,000	44,279,000
歳入合計	353,102,242	2,979,861	356,082,103

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	894,713	500	895,213				500
2 総務費	26,756,889	73,585	26,830,474	52,752		7,500	13,333
3 民生費	44,907,306	102,891	45,010,197	16,280		37,121	49,490
4 衛生費	13,855,163	1,265,089	15,120,252	356,495		706,640	201,954
5 労働費	3,166,699	29,242	3,195,941	28,000			1,242
6 農林水産業費	23,627,302	163,849	23,791,151	3,000			160,849
7 商工費	13,199,586	753,812	13,953,398	5,000			748,812
8 土木費	48,585,245	579,933	49,165,178		43,000	83,200	453,733
9 警察費	17,162,354	6,404	17,168,758			6,404	
10 教育費	73,358,643	4,556	73,363,199				4,556
歳出合計	353,102,242	2,979,861	356,082,103	461,527	43,000	840,865	1,634,469

歳 入

7款 分担金及び負担金

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 土木費負担金	256,292	4,000	260,292	2 河川海岸費負担金	4,000	砂防費負担金
計	423,589	4,000	427,589			

8款 使用料及び手数料

1項 使用料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 民生使用料	563,482	2,793	566,275	1 児童福祉施設使用料	2,793	
計	3,060,369	2,793	3,063,162			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 衛生費国庫負担金	92,462	355,027	447,489	2 医薬費負担金	355,027	医療費負担金
計	14,008,833	355,027	14,363,860			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	1,553,033	52,752	1,605,785	2 企画費補助金	1,593	企画総務費補助金
				4 防災費補助金	45,350	防災総務費補助金
				5 市町村振興費補助金	5,809	自治振興費補助金
3 民生費国庫補助金	1,430,757	16,280	1,447,037	1 社会福祉費補助金	1,597	老人福祉費補助金 497 障がい者自立支援事業費補助金 1,100
				2 児童福祉費補助金	14,683	児童福祉総務費補助金 13,738 母子福祉費補助金 945
4 衛生費国庫補助金	1,548,521	1,468	1,549,989	3 医薬費補助金	1,468	医療費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	6,720,956	3,000	6,723,956	5 水産業費補助金	3,000	漁港建設費補助金
7 商工費国庫補助金	309,728	5,000	314,728	1 観光費補助金	5,000	観光費補助金
計	30,934,393	78,500	31,012,893			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 労働費委託金	486,270	28,000	514,270	1 労政費委託金	28,000	労政総務費委託金
計	1,327,147	28,000	1,355,147			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 鳥取力創造運動推進基金繰入金	572,098	7,500	579,598	1 鳥取力創造運動推進基金繰入金	7,500	スポーツ振興費充当
7 産業廃棄物適正処理基金繰入金	106,241	39,000	145,241	1 産業廃棄物適正処理基金繰入金	39,000	環境保全費充当
11 安心子ども基金繰入金	118,827	30,366	149,193	1 安心子ども基金繰入金	30,366	児童福祉総務費充当
21 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,043,072	677,993	1,721,065	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	677,993	老人福祉費充当 43

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
						児童福祉施設費充当 3,919
						医務費充当 663,145
						倉吉総合看護専門学校費充当 4,495
						運転免許費充当 6,391
計	17,886,086	754,859	18,640,945			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	3,469,128	1,634,469	5,103,597	1 前年度繰越金	1,634,469	
計	3,469,128	1,634,469	5,103,597			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
26 市町村受託事業収入	54,227	79,200	133,427	1 市町村受託事業収入	79,200	
計	6,329,458	79,200	6,408,658			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	1,635,678	13	1,635,691	1 雑入	13	
計	1,943,391	13	1,943,404			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
6 普通土木債	10,996,000	43,000	11,039,000	2 河川海岸債	16,000	砂防費充当
				4 都市計画債	27,000	公園費充当
計	44,236,000	43,000	44,279,000			

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費							合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
長等	2		23,952	7,988 2.76			33,426	5,542	70,908	
議員	35	316,576		104,305 2.76			420,881		420,881	
その他の特別職	8,461	3,935,488	6,420	2,142 2.76		58	3,944,108	465,026	4,409,134	
計	8,498	4,252,064	30,372	114,435		33,484	4,430,355	470,568	4,900,923	
長等	2		23,952	7,988 2.76			33,426	5,542	70,908	
議員	35	316,576		104,305 2.76			420,881		420,881	
その他の特別職	8,449	3,932,754	6,420	2,142 2.76		58	3,941,374	464,599	4,405,973	
計	8,486	4,249,330	30,372	114,435		33,484	4,427,621	470,141	4,897,762	
長等										
議員										
その他の特別職	12	2,734					2,734	427	3,161	
計	12	2,734					2,734	427	3,161	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数		給与費						共済費			合計		備考		
	区分	(人)	給料	職員手当	計	給料	職末手当	勤勉手当	通勤手当	管理職手当	初任給調整手当	特手	住居手当		宿日直手当	
補正後	(185)	10,841	43,156,693	31,000,782	74,157,475	43,156,693	9,810,446	5,775,553	999,586	654,309	73,639	521,226	620,991	291,852	88,186,950	
補正前	(185)	10,841	43,154,844	30,999,848	74,154,692	43,154,844	9,809,992	5,775,303	999,526	654,271	73,639	521,226	620,956	291,852	88,183,512	
比較			1,849	934	2,783	1,849	454	250	60	38	0	0	35	0	3,438	
職員手当の内訳	区分		扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	管理職手当	初任給調整手当	特手	住居手当	宿日直手当			
	補正後		1,170,766	51,711	2,227,706	9,810,446	5,775,553	999,586	654,309	73,639	521,226	620,991	291,852			
	補正前		1,170,706	51,711	2,227,674	9,809,992	5,775,303	999,526	654,271	73,639	521,226	620,956	291,852			
	比較		60	0	32	454	250	60	38	0	0	35	0			
区分		管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	定時制通信教育手当	へき地手当	特手	特手	義務教育等職員特別手当	単身赴任手当	退職手当					
補正後		7,097	166,013	97,787	11,160	2,190	669	669	388,213	92,054	8,037,814					
補正前		7,097	166,013	97,787	11,160	2,190	669	669	388,213	92,049	8,037,814					
比較		0	0	0	0	0	0	0	0	5	0					

※職員数欄( )書は、予算定数外で外数

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,849	1,849		
職員手当	934	934 (1) その他		
			医療的ケアを必要とする児童生徒等への支援の充実に図るため、新たに鳥取養護学校へ常勤看護師(正職員)を1名配置することによるもの。	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	3,635,453	1,224	3,636,677				1,224	
税務課	21,940,199	2,968	21,943,167				2,968	
合計	94,823,472	4,192	94,827,664	0	0	0	4,192	
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>【総務課】 (新)県庁舎改修事業(1,224千円)</p> <p>【税務課】 (新)自動車税納税確認の電子化推進事業(2,968千円)</p>								



平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課(内線:7771)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)	[債務負担行為] 0	[債務負担行為] 15,093	[債務負担行為] 15,093				[債務負担行為] 15,093	
県庁舎改修事業	0	1,224	1,224				1,224	
トータルコスト	0	1,224	1,224	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計・積算業務委託				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

屋上外壁タイルが剥落している議会棟屋上の雨漏り防止をするための工事及び天井内に雨漏りが生じている講堂棟屋上の防水シートを改修する工事について、実施設計を行う。

2 主な事業

(1) 議会棟屋上外壁タイル改修工事実施設計費 543千円

(2) 講堂棟屋上防水改修工事実施設計費 681千円

(3) スケジュール

・平成27年10月	実施設計公告・入札
・平成27年11月	実施設計契約
・平成28年2月	議会棟屋上外壁タイル改修工事公告・入札
・平成28年3月～6月	工事期間(議会棟屋上外壁タイル改修工事)
	講堂棟屋上防水改修工事(概算工事費23,457千円)
	については、利用期間等を考慮しながら、実施期間を別途検討

3 債務負担行為限度額

期間	限度額	内容
平成28年度	15,093千円	議会棟屋上外壁タイル改修工事

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税费

税務課(内線:7052)

2目 賦課徴収費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 自動車税納税確認の 電子化推進事業	0	2,968	2,968				2,968	
トータルコスト	0	3,745	3,745	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	「鳥取県の将来ビジョン」を実現する基となる財源を確保するため、自主財源(県税収入)を確保する。 前年度の県税徴収率を上回る徴収率を達成する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

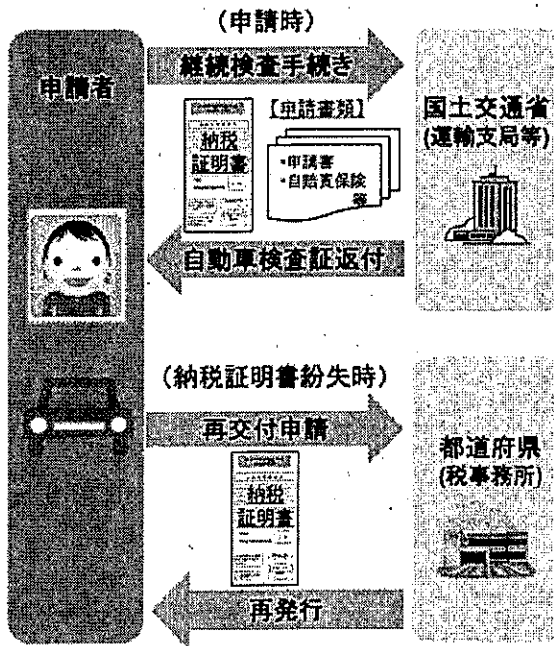
現在、自動車の継続検査時に紙ベースの納税証明書を提示することにより行われている自動車税の納税確認について、課税庁(都道府県)と継続検査を実施する国土交通省(運輸支局)との間で電子的に情報をやりとりすることにより、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

2 主な事業

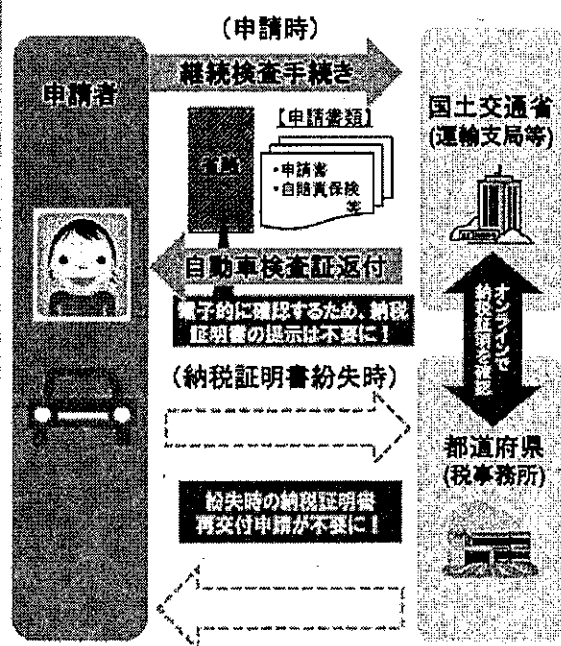
自動車継続検査時の自動車税の納税確認を電子化するため、鳥取県税務事務総合電算処理システムを改修する。

<事務の流れのイメージ>

■現在の申請の流れ



■システム導入後の申請の流れ



平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	507,921		507,921	172,125	36	172,161	132,126		132,126	
2 給 料	2,895,248		2,895,248	1,471,186		1,471,186	1,034,704		1,034,704	
3 職員手当等	4,798,491		4,798,491	4,061,516		4,061,516	3,838,320		3,838,320	
4 共 済 費	1,096,696		1,096,696	548,470		548,470	387,455		387,455	
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	21,787		21,787	21,787		21,787	21,787		21,787	
7 賃 金	35,262		35,262	27,582		27,582	26,543		26,543	
8 報 償 費	280,943	200	281,143	246,788		246,788	119,568		119,568	
9 旅 費	244,540	730	245,270	107,030	40	107,070	97,363		97,363	
費用弁償	26,384		26,384	5,544	40	5,584	4,901		4,901	
普通旅費	175,789		175,789	92,819		92,819	84,218		84,218	
特別旅費	42,367	730	43,097	8,667		8,667	8,244		8,244	
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500	3,500		3,500	
11 需 用 費	553,113	1,455	554,568	296,244		296,244	266,112		266,112	
12 役 務 費	582,149		582,149	231,382		231,382	125,535		125,535	
13 委 託 料	5,065,985	57,030	5,123,015	1,864,662	4,732	1,869,394	592,076	1,224	593,300	
14 使用料及び賃借料	630,147		630,147	502,049		502,049	135,628		135,628	
15 工事請負費	1,360,831		1,360,831	643,396		643,396	643,396		643,396	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	236,628		236,628	10,190		10,190	10,090		10,090	
19 負担金、補助及び交付金	8,120,728	14,170	8,134,898	1,128,225		1,128,225	136,332		136,332	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	30,000		30,000	30,000		30,000	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	134,053		134,053	121,947		121,947	121,947		121,947	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	267		267							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	26,756,889	73,585	26,830,474	11,490,579	4,808	11,495,387	7,724,982	1,224	7,726,206	
財 国庫支出金	1,997,310	52,752	2,050,062	50,485		50,485	33,730		33,730	
源 地 方 債	633,000		633,000	369,000		369,000	369,000		369,000	
内 そ の 他	2,645,324	7,500	2,652,824	1,466,048		1,466,048	1,433,845		1,433,845	
訳 一 般 財 源	21,481,255	13,333	21,494,588	9,605,046	4,808	9,609,854	5,888,407	1,224	5,889,631	

平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費			3項 徴税费					
	7目 財産管理費						2目 賦課徴收費		
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額
1 報 酬	12,935		12,935	37,739		37,739	31,321		31,321
2 給 料				377,298		377,298			
3 職員手当等				193,004		193,004			
4 共 済 費	2,058		2,058	139,712		139,712	5,063		5,063
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金				1,039		1,039	1,039		1,039
8 報 償 費	100,027		100,027	127,082		127,082	127,046		127,046
9 旅 費	5,020		5,020	5,583		5,583	3,539		3,539
費用弁償	520		520	193		193	175		175
普通旅費	4,492		4,492	5,254		5,254	3,324		3,324
特別旅費	8		8	136		136	40		40
10 交 際 費									
11 需 用 費	146,264		146,264	25,270		25,270	6,131		6,131
12 役 務 費	36,677		36,677	32,582		32,582	27,830		27,830
13 委 託 料	329,909	1,224	331,133	181,974	2,968	184,942	121,958	2,968	124,926
14 使用料及び賃借料	60,607		60,607	11,501		11,501	6,599		6,599
15 工事請負費	643,396		643,396						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	2,197		2,197	100		100			
19 負担金、補助及び交付金	63,286		63,286	907,158		907,158	897,525		897,525
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,402,376	1,224	1,403,600	2,040,042	2,968	2,043,010	1,228,051	2,968	1,231,019
財 国庫支出金	23,652		23,652	10,219		10,219	10,219		10,219
源 地 方 債	368,000		368,000						
内 そ の 他	112,535		112,535	27,888		27,888	5,904		5,904
記 一 般 財 源	898,189	1,224	899,413	2,001,935	2,968	2,004,903	1,211,928	2,968	1,214,896

平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計		
	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	191,776		191,776
2 給 料	1,515,574		1,515,574
3 職員手当等	4,084,160		4,084,160
4 共 済 費	566,362		566,362
5 災 害 補 償 費	500		500
6 恩給及び退職年金	21,787		21,787
7 賃 金	27,582		27,582
8 報 償 費	253,799		253,799
9 旅 費	118,318		118,318
費用弁償	8,113		8,113
普通旅費	97,322		97,322
特別旅費	12,883		12,883
10 交 際 費	3,500		3,500
11 需 用 費	302,338		302,338
12 役 務 費	238,219		238,219
13 委 託 料	1,927,182	4,192	1,931,374
14 使用料及び賃借料	588,574		588,574
15 工事請負費	643,396		643,396
16 原 材 料 費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費	10,622		10,622
19 負担金、補助及び交付金	12,760,449		12,760,449
20 扶 助 費	1,800		1,800
21 貸 付 金			
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	8,636,566		8,636,566
24 投資及び出資金			
25 積 立 金	121,947		121,947
26 寄 付 金			
27 公 課 費			
28 繰 出 金	62,657,021		62,657,021
予 備 費	150,000		150,000
計	94,823,472	4,192	94,827,664
財 国庫支出金	250,364		250,364
源 地 方 債	369,000		369,000
内 そ の 他	9,786,833		9,786,833
訳 一 般 財 源	84,417,275	4,192	84,421,467

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	地 方 債	其 他	一 般 財 源
平成27年度 議会棟屋上外壁タイル改修工事	15,093 千円			平成28年度	15,093 千円				15,093 千円

条  
例  
名  
等

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

1 提出理由

地域再生法の一部が改正され、東京圏への過度の人口集中を是正する一環として東京23区から地方への本社機能の移転を支援する措置が講じられることなどに伴い、事業税及び不動産取得税の不均一課税を設けるため、所要の改正を行う。

2 概要

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従い特定業務施設（本社機能を有する施設）を整備した事業者に対する事業税及び不動産取得税について、課税を軽減する措置を設ける。

3 施行期日

- (1) 施行期日は、公布日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

【参考】

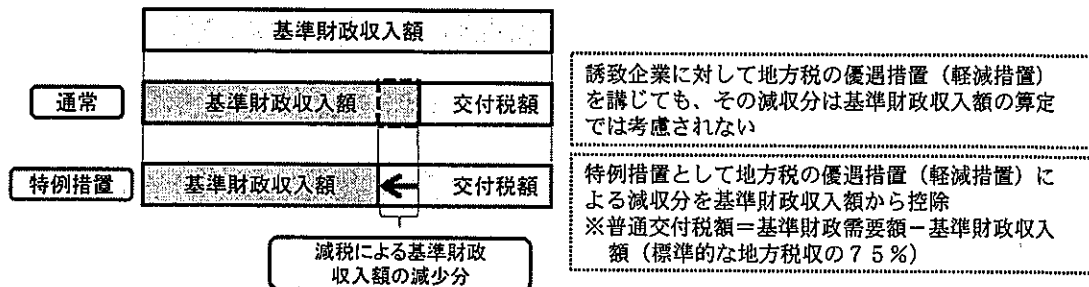
<制度概要>

地方活力向上地域(※)において特定業務施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、事業税・不動産取得税の不均一課税(軽減措置)を行う。(減収額は普通交付税で補填)

※ 三大都市圏以外の地域であり、かつ地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体において設定

	拡 充 型	移 転 型
概 要	地方活力向上地域にある本社機能の拡充	東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転
対象税目	不動産取得税	事業税(3年間) 不動産取得税
適用税率	不動産取得税：家屋 0.4%(通常税率4%) 土地 0.3%(通常税率3%)	事業税：通常税率に次の割合を乗じた率 1/2(1年目)、3/4(2年目)、 7/8(3年目) 不動産取得税：家屋 0.4%(通常税率4%) 土地 0.3%(通常税率3%)
要 件	特定業務施設において新たに10人(中小企業は5人)以上雇用し、かつ、投資額が3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)	

<普通交付税による補填措置のイメージ>



特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号。以下「<u>過疎法</u>」という。）<u>、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。）<u>及び地域再生法</u>（平成17年法律第24号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 <u>過疎法第2条第1項に規定する過疎地域</u>（以下「<u>過疎地域</u>」という。）内において、<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</u>（平成12年自治省令第20号。以下「<u>過疎法省令</u>」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。</p> <p>(1) 事業税 <u>過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして過疎法省令第2条の規定により計算した額</u>に対して課する額</p> <p>(2) 不動産取得税 <u>過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得</u>（過疎法第2条第2項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号。以下「<u>過疎法</u>」という。）<u>及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 <u>過疎法第2条第1項の規定による過疎地域</u>（以下「<u>過疎地域</u>」という。）内において、<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</u>（平成12年自治省令第20号。以下「<u>過疎法省令</u>」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。</p> <p>(1) 事業税 <u>過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備</u>（以下「<u>特別償却設備</u>」という。）を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして過疎法省令第2条の規定により計算した額に対して課する額</p> <p>(2) 不動産取得税 <u>特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得</u>（過疎法第2条第2項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額</p> <p>2 略</p>



(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 略

(地方活力向上地域における県税の不均一課税)

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第 号。以下「再生法省令」という。)第2条第2号に規定する特別償却設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度(以下この項において「基準年」という。)以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第58条の2及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準年	2分の1
基準年の翌年又は翌事業年度	4分の3
基準年の翌々年又は翌々事業年度	8分の7

2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得(土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者(平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第4条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者(平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付の決定を受けた者に限る。)に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得(前2条の規定の適

条又は前条第2項の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第6条 第2条第1項の規定の適用を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあつては同号イに規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

(5) その他参考となるべき事項

2 第2条第2項の規定の適用を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した届出書を、その者又はその同居の親族の労力によって畜産業又は水産業を行った年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 第3条の規定の適用を受けようとする事業者は、

次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 略

用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第5条 第2条第1項の規定により県税の課税を受け

ないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特別償却設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

(5) その他参考となるべき事項

2 第2条第2項の規定により事業税の課税を受けな

いこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 第3条の規定により不動産取得税の課税を受けな

いこととなる事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日
- (3) 略

2. 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日(法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日
- (3) その他参考となるべき事項

3. 知事は、前2項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項から第3項までの届出若しくは前条第1項若しくは第2項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第5条までの規定は、適用しないものとする。

(不均一課税の適用の申請)

第6条 第4条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日(法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日
- (3) 略

2. 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第7条 正当な理由がなく、第5条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第5条第4項若しくは前条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

**第9条** 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項又は第5条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2項若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項又は第5条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

**第10条** 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第5条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

**第11条** 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条の規定により届出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

(届出書等の提出)

**第12条** 略

(委任)

(不動産取得税の徴収猶予)

**第8条** 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条又は第4条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

**第9条** 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条若しくは第4条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

**第10条** 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第5条又は第6条の規定により届出又は申請をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

(届出書等の提出)

**第11条** 略

(委任)

第13条 略

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の廃止)

2 略

(経過措置)

3 第4条の規定は、平成12年4月1日から適用する。

4 第4条第1項の規定の適用を受ける者であって、平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供したものに係る第9条第1項の届出書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日とする。

5 旧過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業又は旅館業の用に供する設備を平成12年3月31日以前に新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の日前に、附則第2項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定によりなされた届出その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の事業税又は平成27年8月10日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第4条第2項の規定は、平成27年8月10日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。



<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について                  (平成27年8月7日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本会議に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 次の条例について、公務員の共済年金が厚生年金に一元化されることに伴い、障害共済年金及び遺族共済年金の部分を削除するなど、所要の規定の整理を行う。                  ア 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例                  イ 職員の再任用に関する条例</p> <p>(2) 施行期日は、平成27年10月1日とする。</p>

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第13条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に应ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定(第13条の2を除く。)による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第13条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に应ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定(第13条の2を除く。)による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	
傷病補償	略	傷病補償	略
年金	<p>障害厚生年金(障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)</p> <p>障害基礎年金(障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)</p>	年金	<p>障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</p>
障害補償	略	障害補償	略
年金	<p>障害厚生年金(障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)</p> <p>障害基礎年金(障害厚生年金と</p>	年金	<p>障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>障害基礎年金(当該補償の事由</p>



	同一の支給事由により支給されるものを除く。)			となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	
遺族補償 年金	略	略	遺族補償 年金	略	略
	遺族厚生年金（遺族基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	略		遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	略
	遺族基礎年金（遺族厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	略		遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に应ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略	略
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	略
障害基礎年金（障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に应ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略	略
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	略
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	略

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第2条 職員の再任用に関する条例（平成13年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、<u>第2項及び第3項（これらの規定を法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）</u>、地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。以下「改正法」という。）附則第5条及び第6条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、<u>同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）</u>、地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。附則第2条において「改正法」という。）附則第5条及び第6条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162</p>

条第3項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期の末日）

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

号)第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期の末日）

第4条 次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外	平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年
	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
特定警察職員等	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年
	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年
	平成31年4月1日から	65年

2. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者について次の表の左欄に掲げる期間に前項の規定を適用する場合には、同項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	63歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64歳

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

## 長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部情報政策課	物品 保守	ノートパソコン デスクトップパソコン	1,501台 9台	米子市流通町430番地17 日通商事株式会社 山陰営業支店	102,280,320	平成27年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県総務部情報政策課 他16箇所
2	東京本部	物品 保守	複合機	2台	東京都豊島区西池袋二丁目29番16号 株式会社アイ・イーグループ	月当たり賃借料 15,100円 及び使用1枚当たり 黒 0.62円 カラー 4.70円	平成27年6月1日 ～平成32年5月31日	鳥取県東京本部
3	名古屋代表部	物品 保守	複合機	1台	愛知県名古屋市中区栄一丁目12番17号 富士ゼロックス愛知株式会社 営業統 括部	月当たり賃借料 1,080円 及び使用1枚当たり 黒 2.30円 カラー 16.00円	平成27年5月1日 ～平成29年4月30日	鳥取県名古屋代表部

